

役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人千ヶ峰会（以下「当法人」という。）定款第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 評議員は無報酬とする。ただし、評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

3 非常勤役員には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 理事長及び理事会決議により法人の機動的な意思決定を行うための執行部会の構成員に選任された理事（常勤役員を除き、以下「執行役員」という。）の報酬については、別表第1に定める額

(2) その他の非常勤理事の報酬は、別表第2に定める額

(3) 監事の報酬は、別表第3に定める額

(4) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び執行役員に対する当月分の報酬等の支給時期は、翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 その他の非常勤役員等に対する当月分の報酬等の支給時期は翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに理事長及び執行役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び執行役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(報酬等の額)

第7条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）第89条に規定する役員の報酬等の額は、各年度の総額が、理事にあっては7,000,000円を、監事にあっては1,000,000円を超えない範囲とする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年10月9日から施行する。

別表1（理事長及び執行役員の報酬（第4条第1号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額200,000円以内	週2日
執行役員	月額160,000円	月2日

別表2（その他の非常勤理事の報酬（第5条第2号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円

別表3（監事の報酬（第5条第3号関係））

区分	日額
理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	10,000円
公認会計士としての観点から帳簿等の調査を行うために出勤	80,000円
監事監査への出席	50,000円